相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市大正区三軒家西一丁目七四番地、最後の住所大阪市大正区北村三丁目五番一〇号北村園　被相続人　亡　阿部　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日

大阪市中央区北浜二丁目一番一九―七〇二号サンメゾン北浜ラヴィッサ

相続財産管理人　弁護士　丸野　敏雅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府河内長野市上原町五〇五番地、最後の住所大阪府河内長野市長野町九番一三号

被相続人　亡　南　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　弁護士　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市浪速区恵美須東一丁目一番地、最後の住所大阪市旭区清水三丁目一五番二三号特別養護老人ホーム旭さくら苑

被相続人　亡　藪内きよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号

相続財産管理人　弁護士　川崎　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒市桜ヶ丘七番、最後の住所奈良県生駒市桜ヶ丘七番三号

被相続人　亡　宮坂　欣男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日

大阪市北区中之島二丁目三番一八号中之島フェスティバルタワー二七階　弁護士法人大江橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石原　真弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区松原通四丁目二番一―一〇四号

被相続人　亡　木村　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日

兵庫県神戸市中央区中町通二丁目一番一八号　日本生命神戸駅前ビル七階

相続財産管理人　弁護士　白　承豪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市波方町岡甲三四番地、最後の住所愛媛県松山市中央一丁目一七番三五号グループホームハッピーⅡ

被相続人　亡　鳥生　和弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日

愛媛県松山市下伊台町五二六番地四二

相続財産管理人　司法書士　木原　道雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市中島粟井甲八一八番地、最後の住所愛媛県松山市中島粟井甲二七六番地一

被相続人　亡　阪本　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日

事務所愛媛県松山市中島大浦三〇五四番地一五

相続財産管理人　司法書士　小立　金徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市前浜町九一番地、最後の住所鹿児島市薬師一丁目六番八―八〇八号

被相続人　亡　有馬幸一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日

事務所鹿児島市城山町一三番一三サーパス城山一番館二〇六　永山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永山　一秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市中区羽衣町二五七番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市新屋敷町一六番一〇〇一号　被相続人　亡　髙橋キヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月七日

事務所鹿児島県鹿児島市山下町一二―五藤崎ビル三〇二　弁護士法人西村総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　徹

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年九月七日

一　墳墓等所在地　仙台市青葉区柏木二―四―八

一　墳墓等の名称　林宅寺境内墓地（仮番号）

A―二七、A―五二、A―五三、B―四二、C―三二、C―四〇、D―四五、D―六八

一　死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳

一　改葬を行おうとする者　仙台市青葉区柏木二―四―八　宗教法人林宅寺　東舘　義浩

第28期決算公告

平成28年9月7日　青森県八戸市城下三丁目10番20号

株式会社眞照堂

代表取締役　中村　彰

貸借対照表の要旨　（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	797,306	流動負債	2,643,905
固定資産	3,154,408	固定負債	289,786
繰延資産	27	株主資本	1,018,050
		資本金	90,000
		資本剰余金	60,000
		その他資本剰余金	60,000
		利益剰余金	868,050
		利益準備金	12,130
		その他利益剰余金	855,920
		（うち当期純利益）	（162,940）
資産合計	3,951,741	負債・純資産合計	3,951,741

第36期決算公告

平成28年9月7日

兵庫県姫路市中地188番地の1

株式会社ペルゴ

代表取締役　長澤　伸次

貸借対照表の要旨

（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,172,074	流動負債	1,722,057
固定資産	6,690,865	固定負債	3,923,262
		株主資本	2,231,967
		資本金	98,000
		利益剰余金	2,133,967
		利益準備金	24,500
		その他利益剰余金	2,109,467
		（うち当期純利益）	（235,341）
		評価・換算差額等	△　14,347
		その他有価証券評価差額金	△　14,347
資産合計	7,862,939	負債・純資産合計	7,862,939